

災害事例

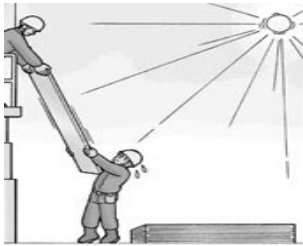
体調不良を見過ごし、熱中症で死亡

【災害の概要】

工事の種類：その他の土木工事業

災害の種類：高温・低温の物との接触(熱中症)

被災者：死亡1人



【発生状況】

本件は、金属製品製造工場の電線ケーブルピット設置に伴う鋼製フェンス移設工事中発生した。

被災者は1週間前雇用されてすぐ当該現場の作業に就き、当日は工事最終日であった。

作業は、敷地の移設場所に支柱を一定間隔で立て、フェンスネットを順次張っていくものであった。

当日は事業主、被災者、同僚作業者の3人で午前8時半頃から作業を開始し、10時から30分間の休憩を挟み午前中は12時まで行ったが、炎天下の下、被災者は頻りに水を飲みトイレに行っていた。

なお、被災者は前日「頭痛がするので帰宅する」と訴え早退しており、同夜の電話では「回復したので明日は出勤する」と事業主に返答していた。

1時間の昼休み後、フェンスに沿って2本のワイヤーを通し支柱部分で固定する作業を行った。

事業主がワイヤーを張り、被災者と同僚が支柱部分のボルト締めを行った。

2時頃から20分間休憩したとき、被災者は同僚に「水を飲んでも汗が出ない。昼に薬を飲んだせいだろうか。」と漏らしていた。

作業を再開して10分程経過した頃、突然被災者は脚立を片付け始めた。

脚立を持って移動中、ピットに落ちそうに

なり、同僚が駆け寄り体を支えたところ、「大丈夫だ」という返事と意味不明の言葉を発して同僚の介添えを振り切ろうとした。

戻るときも、ピットの歩み板を渡る際にふらつき、同僚が歩み板を増設し体を支えて渡らせた。ここでも同僚の手を払いのけようとした。

事業主は、一旦付近の日陰に休ませたあと、トラックで病院に搬送し、受診させたが死亡した。

雇用時の健康診断は未実施であった。

【原因】

- 1 体調が不十分な状態で、炎天下の作業に従事させたこと。
- 2 雇用時に健康状態を把握していなかったこと。
- 3 前日の被災者の体調不良の訴え等からの熱中症の兆候を見逃がしていたこと。
また、重度の熱中症による異常な言動に対する迅速な処置が講じられなかったこと。

【対策】

- 1 雇入時健康診断の実施等により、雇用時の健康状態を確実に把握すること。
- 2 個々の作業者ごとに当日の健康状態を確認し、兆候を軽視しないこと。
- 3 W B G Tの活用、環境省熱中症情報等により、気温、湿度、風速、輻射熱等の総合的な評価に基づく適切な作業計画(作業時間の調整、休憩の確保等)を立て、作業を行うこと。
- 4 熱中症について事業者としての認識を深め、教育等を実施し作業者の理解促進を図ること。
- 5 緊急時の救急措置等について周知しておくとともに、医療機関への迅速な対応を図ること。

熱中症の症状と分類(厚生労働省パンフレット)
職場における熱中症の予防について より

分類	症 状	重症度
度	めまい、失神、筋肉痛、筋肉硬直、大量の発汗	小
度	頭痛、気分の不快、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感	
度	意識障害、痙攣、手足の運動障害、高体温	大